

国設石鎚山系鳥獣保護区
マスター プラン

平成 15年 4月 14日

環境省 自然環境局
山陽四国地区自然保護事務所

1 烏獸保護区の現状

(1) 烏獸生息環境（地況、植生等）

国設石鎚山系鳥獸保護区は、四国山地の西部に位置し、西日本最高峰の石鎚山（1982m）、箇ヶ峰（1893m）、黒森山（1678m）への稜線を中心とした地域であり、行政的には愛媛県、高知県の両県にまたがっている。このうち、特別保護地区は、面河渓谷区域、堂ヶ森北区域、瓶ヶ森区域の3ヶ所が指定されている。

植生的には、天然林が広く分布し、面河渓谷700mから石鎚山の1,982m間にカシ林からモミ・ツガ林、ブナ林、シラベ・ダケカンバ林と暖帯林から亜寒帯林と変化にとんだ林相が見られ、さらに稜線部には、ササ原が発達している。

(2) 生息動向

主な生息鳥獸は以下の通りである。

(鳥類)

ツミ、ハイタカ、ノスリ、サシバ、クマタカ、アオバト、カッコウ、ツツドリ、ホトトギス、コノハズク、フクロウ、ヨタカ、アオゲラ、アカゲラ、コゲラ、キセキレイ、カワガラス、ミソサザイ、カヤクグリ、コマドリ、ルリビタキ、トラツグミ、ウグイス、メボソムシクイ、センダイムシクイ、キクイタダキ、キビタキ、オオルリ、コガラ、ヒガラ、ヤマガラ、シジュウカラ、ゴジュウカラ、ホオジロ、ホオアカ、アトリ、カワラヒワ、カケス、ホシガラスなど

(獣類)

ニホンザル、ノウサギ、ニホンリス、モモンガ、ムササビ、ヤマネ、タヌキ、キツネ、テン、イタチ、ハクビシン、ニホンイノシシ、ニホンジカなど

(3) 捕獲状況の概要

この地域においては、過去にはノウサギによる林業被害が生じている。

ただし、平成14年度においては、捕獲許可の実績はない。

平成13年度にはメボソムシクイ5羽が学術研究のため捕獲されている。

2 国設鳥獸保護区の設定目的

(1) 設定目的

ニホンザルなどの大型哺乳類、クマタカなどの猛きん類の行動圏が広域に及ぶ大型鳥獸をはじめ、この地域に生息する多様な鳥獸相を保護するため、大規模生息地として保護区を設定している。また、この大規模生息地の中核的な地域として、特別保護地区を設定している。

(2) 保護管理業務の実施に当たっての留意事項

① 情報の収集

本保護区は、区域が広域に及び、また、猛禽類など生息密度の低い鳥獸が生息するため、保護区の状況を把握するためには、継続的で積極的な情報の収集が必要である。このような

情報の収集に当たっては、地域の自然環境等に精通している地域住民、農林業者等と連携を図ることで効果的な情報の収集を行うことが重要である。

② 関係主体との連携

本保護区の保護管理に当たっては、野生鳥獣関係のみならず、農林業、自然公園なども含め、関係する国や県の行政機関、関係市町村、地域住民、事業者、NPOなどと情報を共有し、連携を図りながら取組を行うことが重要である。

特に、四国森林管理局では当該地域（国有林野）を「四国山地縦の回廊」として指定し、生物多様性の維持を図ることとしており、連携して鳥獣保護区の機能充実に努める必要がある。

3 許認可に関する事項

（1）法第8条の8第5項に基づく工作物等の許可

「国設鳥獣保護区特別保護地区内行為許可取扱要領」に基づき処理するものとする。

（2）法第12条第1項に基づく鳥獣捕獲の許可

「鳥獣捕獲許可等取扱要領について」に基づき処理するものとする。

（3）法第15条に基づく劇薬等の使用許可

「鳥獣捕獲許可等取扱要領について」に基づき処理するものとする。

4 施設の整備及び管理に関する事項

（1）国設鳥獣保護区の標識

既存標識については、毀損等の場合更新していくものとする。

① 標識

鳥獣保護区標識 108基

特別保護地区標識 38基

② 案内板

国設石鎚山系鳥獣保護区案内板 13基

（2）その他国設鳥獣保護区の保護及び利用に必要な施設

必要に応じ本保護区に関する解説施設を整備する。

5 その他管理に必要な事項

（1）巡視（現状把握及び密猟等の防止のため）

国設鳥獣保護区管理員2名の配置を継続する。

また、職員による定期的な巡視を励行する。

(2) 利用者の指導

当該地域は公園区域等道路網の整備も整っていることから、四季を通じて利用者は多く、巡視時においては本保護区の重要性、鳥獣類の愛護思想等について普及啓発を図るなど、様々な手段での普及啓発、情報提供に努める。

(3) 鳥獣の生息状況調査

これまで詳細な生息調査がおこなわれていないことから、生息情報の収集に努める。

また、鳥獣保護管理員が実施している生息状況調査は継続していくものとする。

6 鳥獣保護区図面及び台帳

別紙のとおり

別紙1 國指定鳥獸保護区台帳様式

国指定 石鎚山系 鳥獣保護区										所在地	愛媛県西条市外・高知県池川町外					索引番号	4
			指定区分	大規模	希少鳥獣名等		ホシガラス・カヤクグリ・コノハズク・トラツグミ										
種 類	事由	面積(ha)				指定期間		告示		開催年月日		備考					
		国有地	公有地	内水面 又は海面	計			年月日	番号	公聴会	審議会						
鳥 獣 保 護 区	設定	10117	741		10858	自昭和49年11月1日 至平成19年10月31日		昭和62年10月26日	第73号	昭和62年 8月12日							
	更新	10117	741		10858	自昭和49年11月1日 至平成 9年10月31日		昭和62年10月27日	第48号	昭和62年 9月 4日							
	更新	10117	741		10858	自平成 9年11月 1日 至平成19年10月31日		平成 9年10月22日	第77号								
特別 保護 地区	増定	802			802	自昭和49年11月 1日 至平成19年10月31日		昭和62年10月26日	第71号	昭和62年 8月12日							
	増定	802			802	自昭和49年11月 1日 至平成 9年10月31日		昭和62年10月27日	第62号	昭和62年 9月 4日							
	設定	802			802	自平成 9年11月 1日 至平成19年10月31日		平成 9年10月22日	第78号	平成 9年 8月 8日							
特別保護指定区域																	

国設石鎚山系鳥獣保護区

